

委 託 契 約 書 (案)

委託者 新潟県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、冷温水発生機及び関連機器分解点検整備業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）業務の名称 冷温水発生機及び関連機器分解点検整備業務

（2）業務の内容 別紙仕様書のとおり

（3）実 施 場 所 長岡市沖田1丁目237番地

長岡地域振興局児童・障害者相談センター

（実施期限）

第2条 業務の実施期限は、契約締結日から令和8年12月25日までとする。

（委 託 料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、 円（うち消費税額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、この契約に係る権利又は業務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の制限）

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（実地調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（損害の負担）

第8条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

（成果報告書の提出）

第9条 乙は、業務の実施を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検 査）

第10条 甲は、成果報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指示する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

- 3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（委託料の支払）

第11条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（契約の解除）

第12条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

（2）乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

- 2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

第13条 甲は、前条第1項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

（2）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

（3）乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（4）乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

（5）乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

- 2 甲は、前条第1項又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

（1）その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項の定めにより契約が解除されたとき、乙は契約金額に見込数量を乗じて算出される契約代金相当額の100分10の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。
- （損害賠償）
- 第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。
- （費用の負担）
- 第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。
- （疑義等の決定）
- 第16条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。
- この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長岡市沖田2丁目173番地2
新潟県
長岡地域振興局長 昆 伸二

乙